

欧州連合司法裁判所（CJEU）、モジュラー式玩具部品の意匠保護および制裁の適用に関する
ブダペスト高等裁判所の付託質問に対して判決

2025 年 9 月 11 日

JETRO デュッセルドルフ事務所

2025 年 9 月 4 日、欧州連合司法裁判所（CJEU）は、LEGO 社がハンガリー企業 Pozitív Energiaforrás 社に対して提起した意匠権侵害訴訟に関してブダペスト高等裁判所が付託した質問に対して、予備的判決を発出した。

本件は、LEGO 社が保有するモジュラー式玩具の接続部品に関する共同体意匠（Community Design）について、EU 意匠法（規則第 6/2002 号）の第 8 条第 3 項、いわゆる「LEGO 条項」に基づく保護の範囲と、侵害が製品の一部に限られる場合に制裁を免れることができるか否かが争点となった事案である（登録意匠と争点となった製品の比較画像は判決文の段落 16 を参照）。

裁判所は、以下の 2 点について明確な判断を示した。第一に、第 8 条第 3 項が技術的形状に対する例外的な意匠保護を認める規定であるにもかかわらず、第 10 条における意匠評価における「事情に通じた使用者（informed user）」の定義は、従来の意匠法における一般原則と同一であるとした。すなわち、評価の基準となるユーザーは技術的専門家ではなく、製品に関心を持ち、業界の意匠にある程度精通している一般ユーザーであり、意匠の「全体的印象（overall impression）」は視覚的な観察に基づいて判断されるべきである（段落 48）。

第二に、EU 意匠法第 89 条第 1 項に定められた「特別な理由（special reasons）」によって、意匠侵害に対する制裁（差止め等）を免れることができるかという点について、裁判所は、侵害が製品の一部に限られていたとしても、それだけでは「特別な理由」には該当せず、制裁を免れる根拠にはならないと判断した（段落 66-67）。

【以下、CJEU の予備的判決の概要】

＜本件の経緯＞

LEGO 社は、モジュラー式玩具セットに使用される 2 つの接続部品について、EU 意匠法（規則第 6/2002 号）に基づく共同体意匠権（001950981-0001, 002137190-0002）を保有していた。これらの部品は、他の部品と組み合わせて自由に構造物を構築・分解できるよう設計されており、いずれも接続機能を持つ構造である（段落 13-15）。

ハンガリー企業 Pozitív Energiaforrás 社が Qman ブランドの玩具セットを輸入しようとし

たところ、LEGO の意匠と類似する部品が含まれていたため、LEGO 社は税関に通報し、製品の差止めを求めた（段落 16-18）。ブダペスト高等裁判所（Fővárosi Törvényszék）は、LEGO の意匠は技術的機能に基づくものであり、設計の自由度が低いため、視覚的印象に違いがあると判断し、差止めを認めなかった（段落 19-20）。

しかし、ブダペスト控訴裁判所（Fővárosi Ítéltábla）およびハンガリー最高裁判所（Kúria）は、LEGO の意匠と輸入品の部品は同一の印象を与えると認定し、差止めを命じた（段落 21-22）。その後、LEGO 社は侵害訴訟を提起し、再びブダペスト高等裁判所が審理を担当することとなった（段落 23）。

＜ブダペスト高等裁判所から CJEU に付託された質問＞

ブダペスト高等裁判所は、EU 意匠法の以下の条文の解釈について欧州司法裁判所に予備的判決を求めた（段落 31）：

第 1 の質問（Article 10 および Article 8(3)の解釈）

LEGO 条項（第 8 条第 3 項）に基づく意匠保護において、評価基準となる「事情に通じた使用者（informed user）」は、技術的専門家のような観察力や分析力を持つ者とすべきか、それとも従来の意匠法における一般的な定義に従うべきか。

第 2 の質問（Article 89(1)の解釈）

侵害が製品の一部に限られており、該当部品の数全体に比して少ない場合、「特別な理由（special reasons）」として制裁（差止め等）を免除することが可能か。

＜CJEU の判断＞

第 1 の質問に対する判断（段落 58）

欧州司法裁判所は、第 8 条第 3 項に基づく意匠であっても、「事情に通じた使用者」の定義は従来の意匠法と同一¹であると判断した。すなわち、評価対象となるユーザーは技術的専門家ではなく、製品に関心を持ち、業界の意匠にある程度精通している一般ユーザーであり、意匠の「全体的印象」は視覚的な観察に基づいて判断されるべきである（段落 48）。

第 2 の質問に対する判断（段落 67）

裁判所は、EU 意匠法第 89 条第 1 項に定められた「特別な理由」には、侵害が製品の一部に限られているという事実は該当しないと判断した。したがって、該当部品の数が少ない

¹ この定義は、PepsiCo 事件（C-281/10 P）などの判例に基づいて確立されたものであり、今回の LEGO 事件でも明示的に引用されている

場合でも、意匠権侵害が認定されれば、原則として制裁（差止め等）を命じるべきである。

【以下、関連条文の仮訳等（[特許庁ウェブサイト](#)より。太字は上記判決に係る部分をジェトロ追記）】

欧州連合意匠理事会規則

第 8 条 技術的機能によって決定付けられる意匠及び相互連結の意匠

- (1) 共同体意匠は、専ら技術的機能によって決定付けられる製品外観の特徴には存在しないものとする。
- (2) 共同体意匠は、製品外観の特徴であって、その意匠が組み込まれているか又は適用されている製品を他の製品に機械的に連結するか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置することにより、何れの製品もその機能を果たすことができるようにするために、必然的に正確な形状及び寸法で再現しなければならないものには存在しないものとする。
- (3) (2)に拘らず、共同体意匠は、モジュール・システムにおいて、相互に交換可能な製品の複合的組立又は連結を可能にする目的にかなう意匠には、第 5 条及び第 6 条に規定した条件の下で、存在するものとする。

第 10 条 保護の範囲

- (1) 共同体意匠によって与えられる保護の範囲には、**事情に通じた使用者**に対して異なる全体的印象を与えない意匠を含めるものとする。
- (2) 保護の範囲を評価するときは、意匠を創作する際の意匠創作者の自由度を考慮するものとする。

第 89 条 侵害訴訟における制裁

- (1) 侵害又は侵害の虞に対する訴訟において、共同体意匠裁判所は、被告が共同体意匠を侵害し又は侵害する虞があると認定したときは、次の措置を命令しなければならない。ただし、それを行わない**特別な理由**があるときは、この限りでない。
 - (a) 被告に対し、共同体意匠を侵害し又は侵害する虞のある行為の継続を禁止する命令
 - (b) 侵害製品を押収する命令
 - (c) 主として侵害商品を製造するために使用される材料及び道具を押収する命令。ただし、その所有者が当該使用の意図した効果を知っていたか、又はその効果が状況上明らかであったと考えられることを条件とする。
 - (d) 侵害又は侵害となる虞のある行為が行われる国の国際私法を含む法律によって規定されており、その状況に適切な他の制裁を課す命令
- (2) 共同体意匠裁判所はその国内法に従って、(1)にいう命令が確実に遵守されるようにするための措置をとらなければならない。

－ CJEU の判決は、以下参照 －

<https://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=303870&pageIndex=0&doclang=en&mode=lst&dir=&occ=first&part=1&cid=5601117>

(以上)